

石川県「核燃料税」の更新

石川県から協議があった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される石川県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	石川県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：34,900円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）約576百万円（平年度）約1,541百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5年間（令和4年10月8日～令和9年10月7日）

- ・ 令和4年6月21日 石川県議会にて条例案可決
- ・ 同年6月27日 総務大臣協議
- ・ 同年9月9日 総務大臣同意
- ・ 同年10月8日 条例施行（予定）